



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2018年8月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

有給休暇の取得が義務化へ

2019年4月1日から、労働基準法が改正され、有給休暇の取得が義務化されます。厚生労働省の調査によると、有給休暇の取得が年間5日以下の正社員の割合は45.7%にも及んでいて、有給休暇の消化率は世界最下位になっています。そのため、今回の改正では、有給休暇の付与日数が10日以上に従業員に対して、年間5日以上の有給休暇を取得させることが義務化されます。

◆今後企業に求められる対応とは？

現在でも従業員が年間5日以上の有給休暇を取得できていれば、義務化に伴う特別な対応は必要ありません。ただし、全従業員（パート、アルバイトを除く）が5日以上の有給休暇を必ず取得しなければならないので、まずは、従業員の有給休暇の取得状況を正確に把握することが重要です。

また、5日以上の有給休暇を取得できていない従業員には、強制的に有給休暇を取得させなければなりません。その際には、就業規則の見直しや、労使協定の締結などが必要となってくる可能性があります。

◆罰則はあるの？

有給休暇の取得が達成できなければ労働基準法違反となり、30万円以下の罰金となる可能性があります。

まずは何より、従業員がより多くの有給休暇を取得しやすい職場環境を整えていくことが重要です。詳しい内容に関しては、当事務所までご相談ください。

(青山 記)

お盆休みのお知らせ

下記日程にてお盆休みをいただきます。よろしくお願いいたします。

休業日：8月11日（土）～8月15日（水）

